

科目8 家族法の基礎 事前課題

問題1 次の中から、後見開始の審判の申立てをすることができない者を選びなさい。

1. 本人
2. 本人の姉
3. 本人の父の弟
4. 本人の妻の姉の子
5. 本人の妻の姉の夫

問題2 次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 成年被後見人が婚姻するには、その成年後見人の同意を得なければならない。
2. 成年被後見人が婚姻するときは、婚姻の届出は、成年被後見人本人がしなければならない。
3. 成年被後見人が協議離婚するには、その成年後見人の同意を得なければならない。
4. 成年被後見人は、その成年後見人によらなければ、離婚の訴訟を提起することができない。
5. 成年被後見人に対して離婚の訴訟を提起するには、その成年後見人を被告としなければならない。

問題3 次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 婚姻は、戸籍に婚姻した旨が記載されることにより効力を生じる。
2. 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復する。
3. 離婚によって婚姻前の氏に復した者は、離婚の日から6か月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる。
4. 父母が協議離婚をする際は、父母の一方を親権者と定めなければ、離婚届は受理されない。
5. 夫婦の一方が死亡したときは、姻族関係は、当然に終了する。

問題4 次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 成年後見人は、正当な理由がある場合には、その申し出により辞任することができる。
2. 成年後見人が、成年被後見人の居住用不動産を売却するときは、家庭裁判所の許可が必要である。
3. 成年被後見人を貸主、後見人を借主とする不動産の賃貸借契約を締結する場合は、後見監督人がいない場合には、成年被後見人のために、家庭裁判所に特別代理人の選任を請求しなければならない。
4. 家庭裁判所は、後見人に不正な行為があるときは、請求がなくても、職権で後見人を解任することができる。
5. 法人も成年後見人となることができる。

問題5 次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 相続は死亡によって開始する。
2. 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。
3. 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。
4. 被相続人の子が相続放棄した場合には、その者の子は代襲相続人となる。
5. 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

問題6 次の記述の空欄①～⑩に適切な数字を記入しなさい。

- ・子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は各 (①) 分の (②) とする。
- ・配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は (③) 分の (④) とし、直系尊属の相続分は (⑤) 分の (⑥) とする。
- ・配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は (⑦) 分の (⑧) とし、兄弟姉妹の相続分は、(⑨) 分の (⑩) とする。

問題7 次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 遺産の分割は、分割の協議が成立した時から効力を生じる。
2. 相続の放棄は、自己のために相続の開始があったことを知った日から6か月以内に、家庭裁判所に申述しなければならない。
3. 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。
4. 相続の放棄をした者は、家庭裁判所に相続放棄の申述をした時点から相続人とならない。
5. 相続の承認をした者であっても、後日、被相続人に多額の負債があることが判明したことを理由として、相続の放棄をすることができる。

問題8 次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 未成年者は、遺言をすることができない。
2. 成年被後見人がした遺言は取り消すことができる。
3. 民法が定める普通的方式による遺言は、自筆証書遺言及び公正証書遺言である。
4. 甲と乙は夫婦であるため、同一の証書で、「甲・乙すべての財産を丙に遺贈する。」旨の遺言を作成したが、甲及び乙の名前を連記し、各々の実印を押印してあることから、このような遺言も有効である。
5. 成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

問題9 次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 相続の開始前の遺留分の放棄は自由にすることができる。
2. 配偶者と兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の遺留分は被相続人の財産の3分の2、兄弟姉妹の遺留分は被相続人の財産の3分の1である。
3. 直系尊属のみが相続人であるときは、遺留分は被相続人の財産の3分の1である。
4. 共同相続人の1人が遺留分の放棄をした場合には、他の相続人の遺留分が増加する。
5. 遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から2年間行使しないときは時効によって消滅する。

問題10

遺言能力に関して、民法961条、962条、963条、973条第1項の規定に言及しながら説明しなさい。（800字程度）